平成２７年（フ）第５号
長野県佐久市中込3133番地２　ＬＩＥマンション303
債務者　茂木　高志
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第５８号
栃木県宇都宮市西川田町1192番地28
債務者　阿部　雄司
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７１号
栃木県宇都宮市駒生町3367番地22　リバプルサンワ201号室、前住所栃木県宇都宮市立伏町948番地302
債務者　鈴木　光治
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７７号
栃木県芳賀郡益子町大字前沢463番地１　天の森コーポ８号室、前住所栃木県芳賀郡益子町大字長堤309番地
債務者　中川　香里
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８１号
栃木県宇都宮市五代１丁目16番25号
債務者　大橋　洋介
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１４７号
横浜市磯子区磯子２丁目９番16―106号
債務者　堀井　勝憲
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５号
横浜市都筑区桜並木７番13号　エーティタウン桜並木Ａ―101
債務者　上村由規子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９５号
横浜市都筑区見花山12番８号　ディアコート見花山Ｃ―２
債務者　齋藤江梨子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０９号
横浜市金沢区寺前２丁目18番27号
債務者　長島　　淳
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０４６号
横浜市南区永楽町２丁目17番地　レジデンス宝308
債務者　安井　一恵
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１２号
横浜市青葉区あかね台２丁目15番地24　ルミナス・M204
債務者　平　　和英
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２１号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目９番17号　第二清光荘
債務者　野口　裕一
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２８号
横浜市神奈川区大口通80番地　ＮＳＫハイツ大口301号
債務者　高橋恵里子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５号
沖縄県うるま市字赤道249番地５　マンションジュンＢ―３
債務者　久手堅節子（旧姓田里）
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第６号
沖縄県うるま市字赤道249番地５　マンションジュンＢ―３
債務者　久手堅憲人
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部